

## 共和暦6年フリメールのフランス抵当法草案の起草 (1)

香山, 高広  
九州大学大学院法学研究院 : 准教授

<https://doi.org/10.15017/4796017>

---

出版情報 : 法政研究. 89 (1), pp.171-193, 2022-07-29. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

# 共和暦6年フリメールのフランス抵当法草案の起草(1)

香山高広

## 目次

### 第1章 はじめに

### 第2章 ベルジエ草案の起草

#### 第1節 《委員会》の設置(以上, 本号)

#### 第2節 レアル諸案の起草

#### 第3節 新委員の選出

#### 第4節 共和暦6年ヴァンデミエール9日法の成立

#### 第5節 ベルジエ草案の完成

### 第3章 むすび

## 第1章 <sup>(1)(2)(3)(4)</sup>はじめに

1 1796年5月21日(共和暦4年プレリアル2日)(⇒25), 五百人会は, 共和

(1) 本稿において引用する文献を, ここで一括してあげる。以下, 太字で表記した部分のみで引用する。

・仏語文献 - BESSON (E.), *Les livres fonciers et la réforme hypothécaire, étude historique et critique sur la publicité des transmissions immobilières en France et à l'étranger depuis les origines jusqu'à nos jours*, Paris, 1891. - *Bulletin des lois de la République Française*, 1<sup>re</sup> série et 2<sup>e</sup> série. - CARATINI (R.) *Dictionnaire des personnages de la Révolution*, Paris, Le Pré aux Clercs, 1988. - CAZENAVETTE (H.), *Le Régime foncier et hypothécaire établi par les lois du 9 messidor an III et du 11 brumaire an VII*, Thèse, Toulouse, 1898. - CORPS LÉGISLATIF. CONSEIL DES CINQ-CENTS. **PROJET DE RÉSOLUTION SUR LA PUBLICITÉ DES HYPOTHÈQUES, PRÉSENTÉ AU NOM D'UNE COMMISSION SPÉCIALE, PAR RÉAL,**

*député de l'Isère.*, DE L'IMPRIMERIE NATIONAL. Pluviôse, an V. – **CORPS LÉGISLATIF. CONSEIL DES CINQ- CENTS. RAPPORT ET PROJET DE RÉSOLUTION PRÉSENTÉ PAR BERGIER**, *Sur le régime hypothécaire, au nom d'une commission composée des représentants TROUILLE, POMME, CRASSOUS, WOUSSEN, RIOU & BERGIER. Séance du 24 brumaire, an 6.* A PARIS, DE L'IMPRIMERIE NATIONAL. Frimaire an 6. – **CORPS LÉGISLATIF. CONSEIL DES CINQ- CENTS. RAPPORT FAIT AU NOM D'UNE COMMISSION SPÉCIALE, PAR CRASSOUS** (de l'Herault), *Sur la proposition d'établir le régime du nantissement, ou de l'hypothèque spéciale. Séance du 27 pluviôse an 6.*, A PARIS, DE L'IMPRIMERIE NATIONAL. Ventôse an 6. – **CORPS LÉGISLATIF. PROJET DE LOI SUR LE CODE HYPOTHÉCAIRE ET LE CRÉDIT CÉDULAIRE, PRÉSENTÉ AU CONSEIL DES CINQ- CENTS, Au nom de la Commission chargée de simplifier et améliorer le code hypothécaire décrété le 9 messidor an III de la République française, PAR RÉAL, DÉPUTÉ PAR LE DÉPARTEMENT DE L'ISÈRE., A PARIS, DE L'IMPRIMERIE NATIONAL. FRUCTIDOR, AN IV. – **DUVERGIER** (J. - B.), *Collection complète des lois, décrets, ordonnances, règlements, et avis du conseil- d'état*, deuxième édition, **tome huitième, tome neuvième, tome dixième et tome onzième**, Paris, 1835. – **FENET** (P. A.), *Recueil complet des travaux préparatoires du code civil*, 15 vol., Paris, 1836. – *Gazette nationale ou Moniteur universel*. – *Journal des débats et des décrets*. – *Journal des débats et lois du corps législatif*. – *Procès-verbal des séances du conseil des anciens, imprimé en vertu de l'acte constitutionnel*. – *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents, imprimé en vertu de l'acte constitutionnel*. – **GUILLOUARD** (L.), *La revision du régime hypothécaire établi par le code civil, le code civil, 1804-1904, livre du centenaire publié par la société d'études législatives*, tome premier, Paris, Rousseau, 1904. – **HALPERIN** (J.- L.), *L'impossible Code civil*, Paris, P. U. F., 1992. – *Réimpression de l'ancien moniteur. seule histoire authentique et inaltérée de la Révolution française depuis la réunion des États-généraux jusqu'au consulat (mai 1789-novembre 1799) avec des notes explicatives*, 31 vol., 1858-1863. – **ROBERT** (A.) et **COUGNY** (G.), *Dictionnaire des parlementaires français*, 5 vol., Paris, 1889-1891. – **SAGNAC** (Ph.), *La législation civile de la révolution française (1789- 1804)*, Paris, Hachette, 1889. – **TULARD** (J.), *Dictionnaire Napoléon*, nouvelle édition, Paris, Fayard, 1989.**

・邦語文献－香山高広「一八〇四年フランス抵当法における『特定の原則』と『公示の原則』の意義（一）（二）」『東京都立大学法学会雑誌』第38巻第2号（1997年）295-359頁・第39巻第1号（1998年）475-507頁、香山高広「1804年フランス抵当法の基本的性格(1)-(5)」小樽商科大学『商学討究』第50巻第2・3合併号（2000年）213-251頁・第51巻第1号（2000年）115-143頁・第51巻第2・3合併号（2001年）151-183頁・第52巻第1号（2001年）187-213頁・第52巻第2・3合併号（2001年）339-369頁、香山高広「第一次総裁政府における抵当法『構想』－共和暦七年法研究序論－」『法政研究』第70巻第1号（2003年）1-58頁、ゴデショ・瓜生洋一他訳『フランス革命年代記』（日本評論社、1989年）、フランス担保法研究会「試訳・共和暦七年ブリュメール一日の抵当制度に関する法律－フランス担保法の翻訳（一）－」『法政研究』第69巻第4号（2003年）807-825頁、中村義孝訳編『フランス憲法史集成』（法律文化社、2003年）、山本浩三「一七九五年の憲法（訳）（一）」『同志社法学』第12巻第6号（1961年）69-80頁。

- (2) 本稿の執筆にさいして、立法資料として、*Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*及び*Procès-verbal des séances du conseil des anciens*を用いるが、これらの資料においては、発言者の名前が記載されていない（Cf. Sagnac, p. XIII.）。そこで、これらの資料に掲載された言説等の発言者等の名前については、本稿の執筆にさいして用いることができた、他の資料を用いて、特定している。もっとも、発言者等の名前につき、他の資料から明らかにすることができなかった場合も少なくなく、その場合においては、脚註において、そのことを明記している。

暦3年メシドール9日(1795年6月27日)の「**抵当制度に関する法律**(Loi contenant le Code hypothécaire)」(本稿においては、これを「**共和暦3年法**」という。)の改良を目的とした《**委員会**》の設置を決定する(呼称は資料に応じて区々であるが、本稿においては、この日の五百人会において設置された委員会を、二重ギユメで括って、単に《**委員会**》と表記する。)。そして、**総裁政府期**(1795年10月

本稿においては、本文又は脚註で、五百人会又は元老会の命令により印刷された、決議案又は議員の発言等が掲載された文書の表題等をあげているが、大文字小文字の別、イタリックの箇所等については、すべて、原文のそれにしたがった。

- (3) 本稿においては、その全体につき、通し番号(ニューメロ)を付している。以下、たとえば「(⇒3)」とある場合においては、「本稿のニューメロの3を参照せよ」という意味である。また、引用文中の亀甲括弧〔 〕内は著者による註であり、角括弧〔 〕内は著者による補足部分である。
- (4) 共和暦7年法は、共和暦3年フリユクティドール5日(1795年8月22日)のフランス共和国憲法(Constitution de République française du 5 fructidor an III)(Duvergier, tome huitième, pp. 223 et s.)(本稿においては、これを「**共和暦3年憲法**」という。)下において成立する。共和暦3年憲法における、法律の成立手続の概要は以下である。

「立法府は五百人会(Conseil des Cinq-Cents)及び元老会(Conseil des Anciens)で構成される」(共和暦3年憲法44条)る。

「法律(lois)の提案(proposition)は五百人会に専属する」(同76条)。「法律の提案」後に「**三度の朗読(lecture)がされ**」(同77条2項前段)、「**三度目の朗読の終了後**、五百人会は延期(ajournement)の有無を決定する」(同77条5項)。「各朗読[日]の間隔は10日以下であることはできない」(同77条2項後段)。「五百人会で採択された提案は**決議(résolution)**とい」(同79条)われる。「**決議**」の草案[projet]を「**決議案[projet de résolution]**」という。「五百人会の事前の宣言において緊急と認められた提案は、**第77条の定める手続**〔すなわち「**三度の朗読**」〕を免除する」(同81条1項)。なお、「**三度の朗読がされた**」場合においては、その五百人会「**審議日**」は「**決議の前文**」に記載される(同80条柱書・第1号)。

「五百人会の決議を採択又は否決する権限は、元老会に専属する」(同86条)。もともと、「五百人会がした法律の提案」につき、「元老会は、すべての条文を否決するか、又はすべての条文を採択するかのみをしなければならない」(同95条後段)。そして、「元老会が採択した五百人会の決議は、法律といわれる」(同92条)。「決議に先立ち緊急文書がない場合においては、[決議案につき] **三度の朗読がされる**」(同91条1項前段)。「各朗読[日]の間隔は5日以下であることはできない」(同91条1項後段)。なお、「**三度の朗読がされた**」場合においては、その「元老会審議日」は「**法律の前文**」に記載される(同93条)。

共和暦3年憲法の訳出にあたっては、中村『フランス憲法史』55頁以下、山本「憲法(一)」を参考にした。

- (5) *Bulletin*, 1<sup>re</sup> série, N° 164, n° 963. Cf. Duvergier, tome huitième, pp. 151 et s.
- (6) 国民公会解散日(1795年10月26日〔共和暦4年ブリュメール4日〕)(ゴデシヨ155頁)の翌日から、ブリュメール18日のクーデタの終了(1799年11月10日〔共和暦8年ブリュメール19日〕)(ゴデシヨ219頁以下)までの期間に存在した、行政府。特に、フリユクティドールのクーデタ(1797年9月4日〔共和暦5年フリユクティドール18日〕)までを第一次総裁政府(ゴデシヨ157頁)、プレリアル30日のクーデタ(1799年6月18日〔共和暦7年プレリアル30日〕)までを第二次総裁政府(ゴデシヨ183頁)、それ以降を第三次総裁政府(ゴデシヨ211頁)という。

27日〔共和暦4年ブリュメール5日〕から1799年11月10日〔共和暦8年ブリュメール19日〕の抵当制度改革の成果である、共和暦7年ブリュメール11日（1798年11月1日）の「抵当制度に関する法律（Loi sur le régime hypothécaire）<sup>(7)</sup>」（本稿においては、これを「共和暦7年法」という。）は、1798年2月15日（共和暦6年ブリュヴィオーズ27日）に《委員会》の委員であるクラッソー（Aaron- Jean- François CRASSOUS）<sup>(8)</sup>が《委員会》を代表して五百人会に提出した決議案、すなわち「抵当制度に関する決議案（projet de résolution relatif au régime hypothécaire）」（本稿においては、これを「クラッソー甲案」という。）<sup>(9)</sup>の一部を修正したものに、ほかならない。もっとも、《委員会》が完成させた決議案は、クラッソー甲案以前においても複数存在しており、すでに別稿で検討した「レアル抵当権草案」（後述するように、本稿においては、これを「レアル丙案」という〔⇒63〕<sup>(10)</sup>）も、その一つである。また、レアル丙案の完成から、クラッソー甲案の提出までの間の、共和暦6年ブリュメール（1797年11月21日から1797年12月20日）（⇒89）にも、《委員会》は、完成させた決議案を印刷している。「登記の方法による抵当権及び譲渡の公示並びに強制的所有権移転又は裁判上の売買に関する決議案（projet de résolution sur la publicité des hypothèques & des mutations par la voie de l'inscription, & sur l'expropriation forcée, ou vente judiciaire）<sup>(11)</sup>」である。この決議案は、1797年11月14日（共和暦6年ブリュメール24日）（⇒85）<sup>(12)</sup>にベルジエ（Antoine BERGIER）が《委員会》を代表して五百人会に提出した決議案（本稿においては、この決議案を「修

(7) *Bulletin*, 2<sup>e</sup> série, N° 238, n° 2137. Cf. Duvergier, tome onzième, pp. 12 et s.

法文訳についてはフランス担保法研究会「抵当制度に関する法律」参照。

(8) Cf. Tulard, p. 549; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 2, pp. 214 et s.

(9) Crassous, séance du 27 pluviôse an 6, pp. 43 et s.

クラッソー甲案は全5章からなる。共和暦7年法は、クラッソー甲案の第1章から第4章を修正したものである。第5章は、後に、独立の法律として、共和暦7年ブリュメール11日の「抵当制度及び強制的所有権移転に関する法律（Loi sur le régime hypothécaire et les expropriations forcées）」（*Bulletin*, 2<sup>e</sup> série, N° 238, n° 2138. Cf. Duvergier, tome onzième, pp. 27 et s.）として、成立する。本稿において、この決議案を「甲案」と表記したのは、クラッソーは、クラッソー甲案提出後に修正案を提出しており、それと区別するためである。なお、クラッソー甲案が掲載された文書（Crassous, séance du 27 pluviôse an 6.）を、以下「クラッソー甲案掲載文書」という。

(10) 香山「構想」23頁及び23頁以下註（67）。

(11) Bergier, séance du 24 brumaire an 6, pp. 11 et s.

(12) Cf. *Dictionnaire des parlementaires*, t. 1, p. 269.

正前ベルジェ草案」という〔⇒85〕。を修正したものであるが、本稿においては、この決議案の「一般規定（*Dispositions générales.*）」及び「第1部 抵当権及び譲渡の公示（*PREMIERE PARTE. De la publicité des hypothèques & des mutations.*）」を「ベルジェ草案」という（⇒89）。

総裁政府期の抵当制度改革の研究において、ベルジェ草案に触れるものは、ほとんどない。しかし、この草案が重要であるか否かを問わず、これを欠くことは、総裁政府期の抵当制度改革の研究としては、いかにも不完全なものであるとの感を免れない。そこで、ベルジェ草案の完成に至るまでの経緯を明らかにした上で、ベルジェ草案の内容を検討すべきであるが、これを一つの論考でするとなると、大部なものとならざるをえない。そこで、本稿は、ベルジェ草案の内容を検討するに先立ち、概略的ではあるが、ベルジェ草案完成までの経緯を詳らかにする。

## 第2章 ベルジェ草案の起草

2 本章は、完成したベルジェ草案が印刷されるまでの経緯の概要を明らかにする。第1節において《委員会》設置までの経緯を、第2節においてベルジェ草案以前に《委員会》が完成させたレアル丙案が印刷されるまでの経緯を、第3節において（レアル丙案印刷から、後述する「共和暦6年ヴァンデミエール9日法」〔⇒67〕成立までにされた）《委員会》の新委員選出の経緯を、第4節においてベルジェ草案の起草と密接に関係する共和暦6年ヴァンデミエール9日法の成立までの経緯を、そして、第5節においてベルジェ草案印刷までの経緯を、それぞれ詳らかにする。なお、本稿においては、その対象を総裁政府の成立日（1795年10月27日〔共和暦4年ブリュメール5日〕）以降の出来事に限定する。

### 第1節 《委員会》の設置

3 1796年5月21日（共和暦4年プレリアル2日）（⇒25）、五百人会において、後にベルジェ草案を完成させる《委員会》が設置されるが、本節は、それに至るまでの経緯の概要を明らかにする。

(1) 1795年12月10日（共和暦4年フリメール<sup>(13)</sup>19日）

4 五百人会において、ウード（Jean- François EUDE）が、「<sup>(14)</sup>抵当法典〔共和暦3年法〕の複数の規定につき、変更又は修正をする決議案<sup>(15)</sup>」（本稿においては、これを「共和暦4年フリメール19日決議案<sup>(16)</sup>」<sup>(17)</sup>という。）を提出する。

共和暦4年フリメール19日決議案の趣旨につき、その前文には次のように記載されている。

「<sup>(14)</sup>抵当法典〔共和暦3年法〕第255条及び第267条に規定する期間は、…債権者と債務者に、この法律が課す義務を果させるためには、十分とはいえない。これらの期間の一方は、すぐにも到来する。そして、期間の延長が認められない場合において、数多くの市民が被る、その不都合と損失を、早急に予防しなければならない。」

共和暦4年フリメール19日決議案は全5条からなるが、重要な条は1条である。この条は、次のように規定する。

「第1条（抄訳）<sup>(14)</sup> 抵当法典第255条に規定する期間は、…共和暦4年ジェルミナル1日〔1796年3月21日〕に延期する。共和暦4年ニヴォーズ1日〔1795年12月22日〕を基準時とする、<sup>(14)</sup> 抵当法典の規定の時期は、共和暦4年ジェルミナル1日とする。」

五百人会は、共和暦4年フリメール19日決議案の印刷を命じた上で、この決議案の審議の延期を決定する。<sup>(18)</sup>

---

(13) *Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*, frimaire an IV, pp. 260 et s; *MU*, 26 frimaire an 4; *Journal des débats*, frimaire an IV, N° 46, p. 327.

(14) Cf. *Dictionnaire des parlementaires*, t. 2, p. 577.

(15) *MU*, 26 frimaire an 4; *Journal des débats*, frimaire an IV, N° 46, p. 327.

(16) 共和暦4年フリメール19日決議案の全文は、註(18)の文書に掲載されている。この決議案に名称は付されていない。

(17) *Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*, frimaire an IV, p. 261; *MU*, 26 frimaire an 4; *Journal des débats*, frimaire an IV, N° 46, p. 327.

(18) *Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*, frimaire an IV, p. 261.

五百人会の命令により印刷されたものが、以下の表題の文書である（Cf. *Journal des débats*, frimaire an IV, N° 46, p. 340 et N° 48, p. 372.）。この文書には、ウードの「考察（CONSIDÉRATIONS）」（pp. 1 et s.）とともに、「決議案」（共和暦4年フリメール19日決議案）

5 二名の議員が共和暦3年法を批判するが<sup>(19)</sup>, そのうちの一人が「抵当法典〔共和暦3年法〕全体につき, その検討と見直し(revoir)のための特別委員会(commission spéciale)の設置を求め<sup>(20)(21)</sup>る」。

五百人会は, 委員会の設置を決定した上で, デュシャテル(Charles- Jacques- Nicolas DUCHÂTEL), ルゼ(Jacques- Marie ROUZET), ウード, マテュー=ミランバル(Jean- Baptiste- Charles MATHIEU- MIRAMPAL)<sup>(23)</sup>, ルメレ(Roland- Gaspard LEMERER)<sup>(24)</sup>を, 委員として選出する(この日に設置された委員会は《委員会》とは異なる〔⇒25〕。本稿においては, この日の五百人会において設置された委員会を, 二重ギユメで括って, 単に《旧委員会》と表記する。)

(2) 1795年12月16日(共和暦4年フリメール25日)<sup>(27)</sup>

6 五百人会において, 「ある議員(un ...membre)<sup>(28)</sup>」が, 《旧委員会》を代表して,

---

(pp. 8 et s.) が掲載されている。

CORPS LÉGISLATIF. CONSEIL DES CINQ- CENTS. CONSIDÉRATIONS *Sur la prochaine expiration des délais fixés par le code hypothécaire*, ET PROJET DE RÉSOLUTION, PRÉSENTÉ AU CONSEIL DES CINQ- CENTS, PAR JEAN- FRANÇOIS EUDE, député de l'EURE au Corps Législatif.

この文書の最終頁の末尾には, 以下の記載がある。

A PARIS, DE L'IMPRIMERIE NATIONAL. Frimaire, an IV.

(19) *Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*, frimaire an IV, p. 261.

いずれも名前を明らかにすることはできなかった。

(20) *Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*, frimaire an IV, p. 261. Cf. *MU*, 26 frimaire an 4; *Journal des débats*, frimaire an IV, N° 46, p. 327.

(21) *Moniteur universel* (26 frimaire an 4.) 及び *Journal des débats* (frimaire an IV, N° 46, p. 327.) においては, この提案の審議が延期された旨の記載がある。しかし, *Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents* によれば, 延期されたのは, 共和暦4年フリメール19日決議案の審議である(⇒4)。本文で述べたように, 実際に「特別委員会の設置」が認められるので, *Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents* の記載が正確であるということになる。したがって, 本稿は, *Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents* の記載にしたがった。

(22) Cf. Tulard, p. 622; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 2, p. 439.

香山「性格(5)」361頁註(363)参照。

(23) Cf. Caratini, p. 490; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 5, pp. 216 et s.

(24) Cf. Tulard, pp. 1151 et s; Caratini, pp. 407 et s; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 4, p. 313.

(25) Cf. *Dictionnaire des parlementaires*, t. 4, pp. 90 et s.

*Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents* には, 《Lemeren》と記載されているが, これは誤りと思われる。

(26) *Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*, frimaire an IV, p. 261.

(27) *Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*, frimaire an IV, pp. 353 et s; *MU*, 1<sup>er</sup>



共和暦3年法の実施<sup>(29)</sup>を延期する「決議案」(本稿においては、これを「共和暦4年フリメール25日決議案」という。)を提出する。

ルゼが「報告(rapport)<sup>(32)</sup>」をした後、五百人会は、共和暦4年フリメール25日決議案を採択し、それを決議(本稿においては、これを「共和暦4年フリメール25日決議」<sup>(34)</sup>という。)とする。なお、共和暦4年フリメール25日決議案の三度の朗読については、緊急と認められ、免除される<sup>(35)</sup>。

実施延期の理由につき、共和暦4年フリメール25日決議前文には次のように記載されている。

「五百人会は、新抵当制度の導入につき共和暦3年メシドール9日デクレに規定する期限は、新たな役所の設立(l'organisation de cette nouvelle administration)のためには、

---

nivôse an 4.

香山「構想」9頁参照。

- (28) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, frimaire an IV, p. 353.  
「ある議員」の名前を明らかにすることはできなかった。もっとも、その直後に、《旧委員会》の委員であるルゼが報告をしていることに鑑みると、「ある議員」はルゼであると思われる。
- (29) 共和暦3年法は、共和暦4年ニヴォーズ1日(1795年12月22日)から実施される予定であった。共和暦3年法1条は、「共和暦4年ヴァントーズ1日以降においては、抵当権は、原則及び本章が定める執行方法(les principes et le mode d'exécution déterminé au présent titre)に従う」と規定する。したがって、この条によれば、共和暦3年法の実施予定日は、共和暦4年ヴァントーズ1日(1796年2月20日)ということになる(香山「構想」8頁参照)。しかし、全1条からなる「抵当法典に関するメシドール9日デクレの修正を命ずるデクレ(Décret qui ordonne un rectification dans celui du 9 messidor, relatif au Code hypothécaire)」(本稿においては、これを「共和暦4年ヴァンデミエール30日〔1795年10月22日〕法」という。) (*Bulletin*, 1<sup>re</sup> série, N° 198, n° 1189. Cf. Duvergier, tome huitième, p. 336.) は、「ヴァントーズの語を…ニヴォーズの語に置き換える」と規定する(傍点は原文イタリック)。したがって、共和暦3年法の実施予定日は、共和暦4年ニヴォーズ1日である。なお、この修正は、「誤記(erreur)」(共和暦4年ヴァンデミエール30日法)を「修正」(共和暦4年ヴァンデミエール30日法の正式名称)するものにすぎない。確かに、共和暦3年法1条に規定する「ニヴォーズ」が誤りであることは、共和暦3年法「第255条以下」(共和暦4年ヴァンデミエール30日法)を一読すれば、明らかである。
- (30) 共和暦4年フリメール25日決議案については、未見である。
- (31) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, frimaire an IV, p. 353.
- (32) *MU*, 1<sup>er</sup> nivôse an 4.
- (33) 共和暦4年フリメール25日決議の全文は、*Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents* (frimaire an IV, pp. 353 et s.) 及び *Moniteur universel* (1<sup>er</sup> nivôse an 4.) に掲載されている。この決議に名称は付されていない。
- (34) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, frimaire an IV, p. 353; *MU*, 1<sup>er</sup> nivôse an 4.
- (35) 共和暦4年フリメール25日決議前文。

きわめて短すぎる…と考える。」

全2条からなる、この決議は、次のように規定する。

「第1条 共和暦3年メシドール9日デクレ第1条、第255条、第264条、第268条及び第276条に規定する共和暦4年ニヴォーズ1日〔1795年12月22日〕の期限は、共和暦4年ジェルミナル1日〔1796年3月21日〕に延期する。」

「第2条 [共和暦3年法] 第268条に規定する [共和暦4年] ヴァントーズ30日〔1796年3月20日〕の期限は、抵当法典全体に関する委員会 (la commission sur l'ensemble du Code hypothécaire) の新報告後に定める。」

(3) 1795年12月17日 (共和暦4年フリメール<sup>(36)</sup>26日)

7 共和暦4年フリメール25日決議 (⇒6) が、元老会に送付される<sup>(37)</sup>。

8 元老会において、共和暦4年フリメール25日決議 (⇒6) の審議がされる。

共和暦4年フリメール25日決議が採択され、「新抵当制度の導入につき、共和暦3年メシドール9日法に定める期限を延期する法律 (Loi qui proronge le terme indiqué par celle du 9 messidor an 3, pour l'introduction d'un nouveau régime hypothécaire)」(本稿においては、これを「共和暦4年フリメール26日法」という。)として、成立する (共和暦4年フリメール26日法の条文は共和暦4年フリメール25日決議のそれと同一であるため、この法律の条文の引用は割愛<sup>(39)(40)</sup>する)。なお、共

---

(36) *Procès-verbal des séances du conseil des anciens*, frimaire an IV, pp. 204 et s; *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, frimaire an IV, p. 364.

(37) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, frimaire an IV, p. 364.

(38) *Bulletin*, 2<sup>e</sup> série, N° 13, n° 66. Cf. Duvergier, tome neuvième, p. 20.

(39) 共和暦4年フリメール26日法の成立にもかかわらず、共和暦3年法は、一部実施されていたことが指摘されている (香山「構想」10頁註(17) 参照 [Cf. Guillouard, p. 418; Cazenavette, p. 23, note (1).]). このことは、後述する「ワード草案」(⇒20) の規定からも、うかがい知ることができる。すなわち、ワード草案3条本文は「この決議の公布日までに交付された [抵当] 証券は、執行名義の性質を失わないと規定するが、これは、明らかに、抵当「証券」がすでに「交付され」ていることを前提とする。

(40) 香山「構想」においては、共和暦4年フリメール25日決議案につき言及する (9頁) が、共

和暦4年フリメール25日決議の三度の朗読は実施されない。<sup>(41)(42)</sup>

(4) 1796年1月6日(共和暦4年ニヴォーズ16日)<sup>(43)</sup>

9 五百人会において、ルゼが、<sup>(44)</sup>《旧委員会》を代表して、「報告」をした上で、「抵当法典に対してなすべき変更に関する決議案」<sup>(45)</sup>(本稿においては、これを「共和暦4年ニヴォーズ16日決議案」<sup>(46)</sup>という。)を提出する。<sup>(47)</sup>

共和暦4年ニヴォーズ16日決議案の趣旨につき、その前文には次のように記載されている。

「新抵当制度が立法府により制定されるまで、不動産の新所有者 (les nouveaux possesseurs) が、…抵当権を濫除することができるよう、すべきである…。」

もっとも、共和暦4年ニヴォーズ16日決議案は、新たな濫除方法を定めるものではなく、1771年王示(Édit)<sup>(48)</sup>の「濫除方法を、裁判上又は行政上の新組織に関連付けるにとどめる」<sup>(49)</sup>ものに、すぎない。また、共和暦4年ニヴォーズ16日決議案は、これにより修正された、1771年王示に規定する濫除方法を、フランス全土で実施しようとするものでも、ない。

---

和暦4年フリメール26日法についての言及を欠く。

(41) 共和暦4年フリメール26日法前文。

(42) 共和暦4年フリメール26日法は、共和暦3年法の実施を延期する、最初の法律である。共和暦3年法実施延期法は、共和暦4年フリメール26日法を含め、五度、成立する(香山「構想」9頁。Cf. Cazenavette, p. 23, note (1).)。すなわち、①共和暦4年フリメール26日法、②「共和暦4年ヴァントーズ19日法」(⇒17)、③「共和暦4年プレリアル19日法」(⇒33)、④「共和暦4年テルミドル24日法」(⇒37)、⑤「共和暦5年ヴァンデミエール28日法」(⇒46)である。

(43) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, nivôse an IV, p. 222; *MU*, 21 nivôse an 4; *Journal des débats*, nivôse an IV, N° 72, p. 197.

(44) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, nivôse an IV, p. 222.

(45) *MU*, 21 nivôse an 4; *Journal des débats*, nivôse an IV, N° 72, p. 197.

(46) 共和暦4年ニヴォーズ16日決議案の全文は、註(50)の文書に掲載されている。この決議案に名称は付されていない。

(47) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, nivôse an IV, p. 222; *MU*, 21 nivôse an 4; *Journal des débats*, nivôse an IV, N° 72, p. 197.

(48) 1771年王示については、さしあたりではあるが、香山「意義(一)」31頁以下参照。

(49) Besson, p. 86.

共和暦4年ニヴォーズ16日決議案は全7条からなるが、重要な条は1条及び7条である。これらの条は、それぞれ、次のように規定する。

「第1条(抄訳) 裁可状(lettres de ratification)は、共和暦4年ジェルミナル1日(le premier germinal prochain)〔1796年3月21日〕以前にされた取得又はされるべき取得につき、財産所在地の県(département)の民事裁判所において、…押印(sceller)される。」

「第7条(抄訳) 裁可状が定められていない場所においては、…新[抵当]制度の成立時まで、抵当権は、現在まで実施された手続において、滌除される。」

五百人会は、共和暦4年ニヴォーズ16日決議案の印刷を命じた上で、審議を延期<sup>(50)</sup>する。

(5) 1796年1月8日(共和暦4年ニヴォーズ18日)<sup>(51)</sup>

10 五百人会において、共和暦4年ニヴォーズ16日決議案(⇒9)の審議がされる。

ルゼが、共和暦4年ニヴォーズ16日決議案につき、朗読<sup>(52)</sup>をする。

五百人会は、「いくつかの修正(les amendemens)<sup>(53)</sup>」の上で、共和暦4年ニヴォーズ16日決議案を採択し、それを決議(本稿においては、これを「共和暦4年ニヴォー

---

(50) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, nivôse an IV, p. 222; *MU*, 21 nivôse an 4; *Journal des débats*, nivôse an IV, N° 72, p. 197.

五百人会の命令により印刷されたものが、以下の表題の文書である。この文書には、「決議案」(共和暦4年ニヴォーズ16日決議案)のみが掲載されている。

CORPS LÉGISLATIF. CONSEIL DES CINQ-CENTS. PROJET DE RÉSOLUTION PROPOSÉ Au nom de la Commission chargée de l'examen & révision du code hypothécaire, Par le citoyen ROUZET, Le 16 nivôse, l'an quantième de la République.

この文書の最終頁の末尾には、以下の記載がある。

A PARIS, DE L'IMPRIMERIE NATIONAL. Nivôse, an IV.

(51) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, nivôse an IV, pp. 253 et s; *MU*, 24 nivôse an 4; *Journal des débats*, nivôse an IV, N° 73, pp. 216 et s.

(52) *Journal des débats*, nivôse an IV, N° 73, p. 216.

(53) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, nivôse an IV, p. 253.

ズ18日決議<sup>(54)</sup>』という。)とする。なお、共和暦4年ニヴォーズ16日決議案の三度の朗読については、緊急と認められ、免除される<sup>(56)</sup>。

共和暦4年ニヴォーズ16日決議案1条及び7条につき、修正はない（共和暦4年ニヴォーズ18日決議1条及び7条は、共和暦4年ニヴォーズ16日決議案1条及び7条と同一であるので、この決議の条文の引用は割愛する）。

採択後、「ある議員（un membre）」が、これに対して修正を求めるが<sup>(57)</sup>、五百人会は、「抵当法典の修正（révision）に関する委員会の報告がされるまで、この提案を延期する<sup>(58)</sup>」。

（6） 1796年1月9日（共和暦4年ニヴォーズ19日）<sup>(59)</sup>

11 共和暦4年ニヴォーズ18日決議（⇒10）が、元老会に送付される<sup>(60)</sup>。

12 元老会において、共和暦4年ニヴォーズ18日決議（⇒10）を検討し、かつ、その報告をするための、委員会が設置される。そして、元老会は、ポワソン・ド・クードルヴィル（Jacques POISSON DE COUDREVILLE<sup>(61)</sup>）、モプティ（Michel-René MAUPETIT<sup>(62)</sup>）及びイザボー（Claude-Alexandre YSABEAU<sup>(63)</sup>）を、委員として選出する<sup>(64)</sup>。

---

(54) 共和暦4年ニヴォーズ18日決議の全文は、*Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*（nivôse an IV, pp. 253 et s.）、*Procès-verbal des séances du conseil des anciens*（nivôse an IV, pp. 125 et s.）及び*Journal des débats*（nivôse an IV, N°73, pp. 216 et s.）に掲載されている。この決議に名称は付されていない。

(55) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, nivôse an IV, p. 253; *MU*, 24 nivôse an 4.

(56) 共和暦4年ニヴォーズ18日決議前文。

(57) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, nivôse an IV, pp. 255 et s.

「ある議員」の名前を明らかにすることはできなかった。

(58) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, nivôse an IV, p. 256.

(59) *Procès-verbal des séances du conseil des anciens*, nivôse an IV, p. 122, pp. 125 et s. et p. 142.

(60) *Procès-verbal des séances du conseil des anciens*, nivôse an IV, p. 122.

(61) Cf. Caratini, p. 448; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 5, p. 11.

(62) Cf. Tulard, p. 1152; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 4, pp. 319 et s.

(63) Cf. Caratini, pp. 541 et s; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 5, p. 567.

(64) *Procès-verbal des séances du conseil des anciens*, nivôse an IV, p. 127.

(7) 1796年1月11日(共和暦4年ニヴォーズ21日)<sup>(65)</sup>

13 元老会において、共和暦4年ニヴォーズ18日決議(⇒10)の審議がされる。

1796年1月9日(共和暦4年ニヴォーズ19日)(⇒12)の元老会において設置された委員会を代表して、イザボーが報告をする。<sup>(66)</sup>

共和暦4年ニヴォーズ18日決議が採択され、「抵当法典追加法(Loi additionnelle au Code hypothécaire)」<sup>(67)</sup>(本稿においては、これを「共和暦4年ニヴォーズ21日法」という。)として、成立する(共和暦4年ニヴォーズ21日法の条文は共和暦4年ニヴォーズ18日決議のそれと同一であるため、この法律の引用は割愛する)。なお、共和暦4年ニヴォーズ18日決議の三度の朗読は実施されない。<sup>(69)</sup>

(8) 1796年3月7日(共和暦4年ヴァントーズ17日)<sup>(70)</sup>

14 五百人会において、プレ(Jean PELET)<sup>(71)</sup>が、「抵当法典の実施につき、共

---

(65) *Procès-verbal des séances du conseil des anciens*, nivôse an IV, pp. 142 et s; *MU*, 27 nivôse an 4; *Journal des débats*, nivôse an IV, N° 77, p. 286.

(66) *Procès-verbal des séances du conseil des anciens*, nivôse an IV, pp. 142 et s; *MU*, 27 nivôse an 4.

(67) *Bulletin*, 2<sup>e</sup> série, N° 18, n° 106. Cf. Duvergier, tome neuvième, pp. 30 et s.

(68) *Procès-verbal des séances du conseil des anciens*, nivôse an IV, p. 143; *MU*, 27 nivôse an 4; *Journal des débats*, nivôse an IV, N° 77, p. 286.

共和暦4年ニヴォーズ21日法は、共和暦7年法が成立するまで適用される。

共和暦4年ニヴォーズ21日法は、「共和暦4年ジェルミナル1日[1796年3月21日]以前にされた取得又はされるべき取得につき」適用される(1条)が、それは、共和暦4年フリメール26日法(⇒8)が、共和暦3年法の実施を共和暦4年ジェルミナル1日に延期したからである。その後において共和暦3年法の実施は何度も延期される(註(42)参照)が、各延期実施法の成立にともない、共和暦4年ニヴォーズ21日法の適用時期は修正される(もともと、共和暦4年ヴァントーズ19日法[⇒17]は、この点に関する規定を欠く[註(82)参照])。すなわち、共和暦4年プレリアル19日法(⇒33)は「共和暦4年ニヴォーズ21日法は、前項に定める時期[共和暦4年フリュクティドール1日]まで、継続して実施する」(同法2条)と、共和暦4年テルミドール24日法(⇒37)は「前項に規定する共和暦4年プレリアル19日法は、前項に定める時期[共和暦5年ブリュメール1日]まで、継続して実施する」(同法2条)と、そして、共和暦5年ヴァンデミエール28日法(⇒46)は「この法律と同一目的を有する共和暦4年プレリアル19日法は、前項に定める時期[共和暦3年法を修正する法律の公布日]まで、継続して実施する」(同法2条)と、それぞれ規定することにより、共和暦4年ニヴォーズ21日法の適用時期を、共和暦3年法の実施日又は共和暦3年法を修正する法律の実施日に修正する。

(69) 共和暦4年ニヴォーズ21日法前文。

(70) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, ventôse an IV, pp. 268 et s; *MU*, 22 ventôse an 4; *Journal des débats*, ventôse an IV, N° 132, p. 214.

香山「構想」は「共和暦四年ヴァントーズ一七日(一七九六年三月七日)、…延期実施が決

和暦4年フリメール26日法〔⇒8〕に定める、共和暦4年ジェルミナル1日〔1796年3月21日〕の期間が、共和暦4年メシドール1日〔1796年6月19日〕に延期する<sup>(72)</sup>ことを求める。

マレック（Pierre MAREC）<sup>(73)</sup>がプレの提案を支持する<sup>(74)</sup>。

五百人会は、プレの提案を採択する<sup>(75)</sup>。

五百人会は、共和暦4年フリメール26日法2条が規定する、「まだされていない<sup>(76)</sup>」「抵当法典全体に関する…新報告」を、《旧委員会》が共和暦4年ジェルミナル1日（1796年3月21日）にすることを決定する<sup>(77)</sup>。

五百人会は、これらを決議（本稿においては、これを「共和暦4年ヴァントーズ17日決議」という。）とする。なお、決議案の三度の朗読については、緊急と認められ、免除される<sup>(81)</sup>。

実施延期の理由につき、共和暦4年ヴァントーズ17日決議前文には次のように記載されている。

---

定される」（9頁）と記載するが、「共和暦四年ヴァントーズ一七日（一七九六年三月七日）」は、五百人会において、決議案が共和暦4年ヴァントーズ17日決議となった日でしかない。実際に「延期実施が決定される」のは、1796年3月9日（共和暦4年ヴァントーズ19日）である（⇒17）。本註をもって、これを訂正する。

(71) Cf. Tulard, p. 1316; Caratini, p. 435; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 4, p. 566.

(72) *MU*, 22 ventôse an 4. Cf. *Journal des débats*, ventôse an IV, N° 132, p. 214.

(73) Cf. Caratini, p. 402; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 4, p. 263.

(74) *MU*, 22 ventôse an 4; *Journal des débats*, ventôse an IV, N° 132, p. 214.

(75) *MU*, 22 ventôse an 4; *Journal des débats*, ventôse an IV, N° 132, p. 214.

(76) 共和暦4年ヴァントーズ17日決議（註（78）参照）前文。

(77) *MU*, 22 ventôse an 4. Cf. *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, ventôse an IV, p. 269.

本稿の執筆にさいして用いることができた、いずれの資料においても、共和暦4年ジェルミナル1日（1796年3月21日）の五百人会において報告がされた旨の記載はない（Cf. *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, germinal an IV, pp. 1 et s.; *MU*, 6 et 7 germinal an 4; *Journal des débats*, germinal an IV, N° 149, pp. 1 et s.）。

(78) 共和暦4年ヴァントーズ17日決議の全文は、*Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*（ventôse an IV, pp. 268 et s.）に掲載されている。この決議に名称は付されていない。

(79) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, ventôse an IV, p. 268.

(80) 共和暦4年ヴァントーズ17日決議となる決議案が存在したはずであるが、その決議案については、未見である。

(81) 共和暦4年ヴァントーズ17日決議前文。

「債権者と債務者にとって、この新立法 [の内容] を理解することが等しく重要なことであるが、いずれも、それを深く理解し、かつ、それに従うために必要な時間を有していない。」

全2条からなる、この決議は、次のように規定する。<sup>(82)</sup>

「第1条 共和暦4年フリメール26日法に規定する [共和暦4年] ジェルミナル1日の期限は、共和暦4年メシドール1日に延期する。」

「第2条 共和暦4年フリメール26日法第2条に従い抵当法典全体につきされるべき委員会報告は、[共和暦4年] ジェルミナル1日に実施される。」

(9) 1796年3月8日 (共和暦4年ヴァントーズ<sup>(83)</sup>18日)

15 五百人会において、チボー (Anne- Alexandre- Marie THIBAUT<sup>(84)(85)</sup>) 及びブ<sup>(86)</sup>レが、抵当法典につき、発言をする。

チボーは、共和暦3年法の撤回を要求する。かれは次のように発言する。

「諸君は、抵当法典の実施を [共和暦4年] メシドール1日 [1796年6月19日] に延期した [⇒14]。[しかし、] わたしは、この法律 [共和暦3年法] の撤回 (rapporter) を、諸君に要求する。少なくとも、[抵当] 証券 [の部分] については、[そうすべきである]。」

---

(82) 共和暦3年法の実施が共和暦4年メシドール1日 (1796年6月19日) に延期されるのであれば、必然的に、共和暦4年ニヴォーズ21日法 (⇒13) がその日以前の不動産取得につき適用されるべく、何らかの立法的手当が必要なのはである。しかし、共和暦4年ヴァントーズ17日決議 (したがって、共和暦4年ヴァントーズ19日法 [⇒17]) は、この点に関する規定を欠く (註(68) 参照)。

(83) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, ventôse an IV, p. 293; *MU*, 22 ventôse an 4; *Journal des débats*, ventôse an IV, N° 133, p. 236.

(84) Cf. Tulard, p. 1636; Caratini, p. 520; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 5, p. 398.

(85) *MU*, 22 ventôse an 4; *Journal des débats*, ventôse an IV, N° 133, p. 236.

(86) *MU*, 22 ventôse an 4; *Journal des débats*, ventôse an IV, N° 133, p. 236.



プレの発言後、五百人会は、チボールの提案を《旧委員会》に送付する<sup>(87)</sup>。

(10) 1796年3月9日（共和暦4年ヴァントーズ19日）<sup>(88)</sup>

16 共和暦4年ヴァントーズ17日決議（⇒14）が、元老会に送付される<sup>(89)</sup>。

17 元老会において、共和暦4年ヴァントーズ17日決議（⇒14）の審議がされる。

デュボン・ド・ヌムール（Pierre- Samuel DUPONT DE NEMOURS）<sup>(90)(91)</sup>、ブシオン（Pierre BOUSSION）<sup>(92)(93)</sup> <sup>(94)</sup>等が発言をする。

共和暦4年ヴァントーズ17日決議が採択され、「新抵当法典導入のための期限を〔共和暦4年〕メシドール1日〔1796年6月19日〕に延期する法律（Loi qui proroge jusqu'au 1<sup>er</sup> messidor le terme indiqué pour l'introduction du nouveau régime hypothécaire）<sup>(95)</sup>」（本稿においては、これを「共和暦4年ヴァントーズ19日法」という。）として、成立する（共和暦4年ヴァントーズ19日法の条文は共和暦4年ヴァントーズ17日決議のそれと同一であるため、この法律の条文の引用は割愛する<sup>(96)</sup>）。なお、共和暦4年ヴァントーズ17日決議の三度の朗読は実施されない<sup>(97)</sup>。

(11) 1796年3月28日（共和暦4年ジェルミナル8日）<sup>(98)</sup>

18 総裁政府は、五百人会に対する教書（message）により、「新抵当制度」の成立を促す<sup>(99)</sup>。

---

(87) MU, 22 ventôse an 4; *Journal des débats*, ventôse an IV, N° 133, p. 236.

(88) *Procès-verbal des séances du conseil des anciens*, ventôse an IV, pp. 165 et s.; *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, ventôse an IV, p. 318; MU, 24 ventôse an 4; *Journal des débats*, ventôse an IV, N° 133, p. 241.

(89) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, ventôse an IV, p. 318.

(90) Cf. Caratini, pp. 249 et s.; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 2, pp. 504 et s.

(91) *Procès-verbal des séances du conseil des anciens*, ventôse an IV, p. 167; MU, 24 ventôse an 4.

(92) Cf. Caratini, p. 123; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 1, pp. 453 et s.

(93) MU, 24 ventôse an 4.

(94) 本文で「等」と記載したのは、*Procès-verbal des séances du conseil des anciens*（ventôse an IV, p. 165.）に、名前を明らかにすることはできなかった者の発言が掲載されているからである。

(95) *Bulletin*, 2<sup>e</sup> série, N° 30, n° 209. Cf. Duvergier, tome neuvième, p. 55.

(96) *Procès-verbal des séances du conseil des anciens*, ventôse an IV, p. 167; MU, 24 ventôse an 4; *Journal des débats*, ventôse an IV, N° 133, p. 241.

(97) 共和暦4年ヴァントーズ19日法前文。

(98) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, germinal an IV, pp. 228 et s.

この教書には、次のように記載されている（抄訳）。

「抵当権者が、債権額を決定することを免除されたり、財産所在地の〔抵当権保存〕所における名義の登録を免除されたり、したとき、市民が〔土地所有者の〕支払能力を確認させる権利を享受したとしても、それは無益なものとなる。というのも、…負債をまったく知ることができなければ、支払能力を確認することは、不可能だからである。そこで、抵当法典〔共和暦3年法〕は、この目的のために、すべきことをした。」

「長期にわたる実施の延期（un plus long délai dans sa mise en activité）は、公的な信用と私的な信用のいずれについても、もっとも致命的な結果をもたらすことになる。」

「総裁政府は、諸君が選出した委員会はもちろん、財政委員会も、新抵当制度につき報告をすることが不可欠であると考える。」

(12) 1796年3月29日（共和暦4年ジェルミナル9日）<sup>(100)</sup>

19 五百人会は、《旧委員会》に対して、1796年3月29日（共和暦4年ジェルミナル8日）の教書（⇒18）を送付する。

(13) 1796年3月31日（共和暦4年ジェルミナル11日）<sup>(101)</sup>

20 五百人会において、ワードが、《旧委員会》を代表して、《旧委員会》が完成させた「決議案」（本稿においては、これを「ワード草案」<sup>(102)</sup>という。）につき「報告」<sup>(103)</sup>をした上で、それを五百人会に「提出」<sup>(104)</sup>する。

「この報告は非常に長かったため、五百人会は、報告の全部を聞くことなく、その報告の印刷を、…決議案の印刷とともに、命じる」<sup>(105)(106)</sup>。あわせて、五百人会は、「抵

---

(99) 香山「構想」21頁参照。

(100) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, germinal an IV, p. 231.

(101) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, germinal an IV, p. 247; *MU*, 15 germinal an 4; *Journal des débats*, germinal an IV, N° 156, p. 116.

(102) ワード草案の全文は、註(106)の文書に掲載されている。この決議案に名称は付されていない。

(103) *Journal des débats*, germinal an IV, N° 156, p. 116.

(104) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, germinal an IV, p. 247.

当法典につき、共和暦4年ジェルミナル8日の総裁政府教書〔⇒18〕…の印刷を命じる<sup>(107)</sup>」。

ワード草案の趣旨につき、その前文には次のように記載されている。

「抵当法典〔共和暦3年法〕の手続は複雑なものであるが、それは、良き〔抵当〕制度から引き出すべき様々な利点を害するものに、ほかならない。そして、抵当制度を、より単純で、公的及び私的利益により調和した方法に従わせることが不可欠である。」

ワード草案は全6条からなるが、重要な条は1条及び5条である。これらの条は、それぞれ、次のように規定する。

「第1条 共和暦3年メシドール9日〔1795年6月27日〕にデクレとして成立した抵当法典、土地申告に関する共和暦3年メシドール9日の法律、同一目的の〔共和暦4年〕フリメール26日及び〔共和暦4年〕ヴァントーズ19日の法律〔⇒8・17〕は、撤回される。」

「第5条 法律分類委員会 (la commission de la classification des lois) は、抵当制度の単純化を目的とした決議案を提出しなければならない。別に規定がされるまで、共和暦4年ニヴォーズ21日法〔⇒13〕及びこの点に関する旧法は、形式及び内容につき、継続して実施する。」

---

(105) *Journal des débats*, germinal an IV, N° 156, p. 116. Cf. *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, germinal an IV, p. 247.

(106) 五百人会の命令により印刷されたものが、以下の表題の文書である (Cf. *Journal des débats*, germinal an IV, N° 163, p. 240.)。この文書には、ワードの「報告」(pp. 1 et s.) とともに、「決議案」(ワード草案) (pp. 30 et s.) が掲載されている。

CORPS LÉGISLATIF. CONSEIL DES CINQ-CENTS. RAPPORT FAIT PAR JEAN-FRANÇOIS EUDE, AU NOM DE LA COMMISSION *Chargée de la révision du code hypothécaire*.

この文書の最終頁の末尾には、以下の記載がある。

A PARIS, DE L'IMPRIMERIE NATIONAL, Germinal, an IV.

(107) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, germinal an IV, p. 247.

(14) 1796年4月13日(共和暦4年ジェルミナル24日)<sup>(108)</sup>

21 五百人会において、ワードが、ワード草案(⇒20)の「最初の朗読」<sup>(109)</sup>をする。五百人会は、「この草案が、憲法に従い、三度目の朗読後にのみ、議論される」<sup>(110)</sup>ことを決定する。<sup>(111)</sup>

(15) 1796年4月25日(共和暦4年フロレアル6日)<sup>(112)</sup>

22 五百人会において、ワードが、ワード草案(⇒20)の「二度目の朗読」をする。

(16) 1796年5月12日(共和暦4年フロレアル23日)<sup>(113)</sup>

23 五百人会において、ワード草案(⇒20)の審議がされる。<sup>(114)</sup>「報告者(rapporteur)」が、ワード草案の趣旨を説明する。<sup>(115)</sup>チボーが発言をする。<sup>(116)</sup>

---

(108) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, germinal an IV, p. 518; *MU*, 28 germinal an 4; *Journal des débats*, germinal an IV, N° 168, p. 310.

(109) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, germinal an IV, p. 518; *MU*, 28 germinal an 4.

*Journal des débats*においては、「二度目の朗読」と記載されている(*Journal des débats*においては「最初の朗読」についての記載はない)。本稿は、*Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*及び*Moniteur universel*の記載にしたがった。

(110) *MU*, 28 germinal an 4.

(111) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, germinal an IV, p. 518.

(112) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, floréal an IV, p. 176; *MU*, 10 floréal an 4. *Journal des débats* (germinal an IV, N° 168, p. 310.)においては、1796年4月13日(共和暦4年ジェルミナル24日)が「二度目の朗読」日として記載されているが、前述したように、本稿は、これにしたがわなかった(註(109)参照)。

(113) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, floréal an IV, pp. 456 et s; *MU*, 29 floréal an 4; *Journal des débats*, floréal an IV, N° 199, pp. 374 et s.

(114) 本稿の執筆にさいして用いることができた、いずれの資料においても、三度目の朗読がされた旨の記載はない。

(115) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, floréal an IV, p. 457.

「報告者」の名前を明らかにすることはできなかった。もっとも、「報告者」はワードであると思われる。

(116) *MU*, 29 floréal an 4.

五百人会の命令(*MU*, 29 floréal an 4.)により、その発言が印刷された文書がフランス国立図書館に所蔵されている。しかし、入手が叶わなかったため、本稿執筆にあたり、それを参照することができなかった。

ドーベルメニル (François- Antoine DAUBERMESNIL<sup>(117)</sup>) が発言を求めるが、別件に関する総裁政府の教書を朗読するために、議長は、この日におけるワード草案の審議を終了する<sup>(118)</sup>。

五百人会は、ワード草案の審議を「明日」、すなわち1796年5月13日（共和暦4年フロレアル24日）に延期する<sup>(119)</sup>。

(17) 1796年5月13日（共和暦4年フロレアル24日）<sup>(120)</sup>

24 五百人会において、ワード草案 (⇒20) の審議がされる。

ドーベルメニル<sup>(121)</sup>、ウサン (Jean- François WOUSSEN)<sup>(122)(123)</sup>、ルー (Louis- Félix ROUX)<sup>(124)(125)</sup> 等が発言をする。<sup>(126)</sup>

ドーベルメニルの発言後、ウサンは、次のような内容の発言をする<sup>(127)</sup>。

---

(117) Cf. Caratini, p. 215; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 2, p. 265.

(118) *MU*, 29 floréal an 4. Cf. *Journal des débats*, floréal an IV, N° 199, p. 383.

(119) *Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*, floréal an IV, p. 458.

(120) *Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*, floréal an IV, pp. 480 et s; *MU*, 25 et 29 floréal an 4; *Journal des débats*, floréal an IV, N° 198, p. 372 et N° 199, p. 383.

(121) *MU*, 29 floréal an 4; *Journal des débats*, floréal an IV, N° 199, p. 383.

五百人会の命令 (*Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*, floréal an IV, p. 480; *MU*, 29 floréal an 4.) により、その発言が印刷されたものが、以下の表題の文書である。

CORPS LÉGISLATIF. CONSEIL DES CINQ- CENTS. OPINION SUR LE CODE HYPOTHÉCAIRE, PAR DAUBERMESNIL, Séance du 24 floréal, an 4.

この文書の最終頁の末尾には、以下の記載がある。

A PARIS, DE L'IMPRIMERIE NATIONAL, Floréal, an IV.

(122) Cf. *Dictionnaire des parlementaires*, t. 5, p. 566.

(123) *Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*, floréal an IV, p. 480; *MU*, 29 floréal an 4; *Journal des débats*, floréal an IV, N° 198, p. 372 et N° 199, p. 383.

五百人会の命令 (*Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*, floréal an IV, p. 480; *MU*, 29 floréal an 4.) により、その発言が印刷されたものが、以下の表題の文書である。

CORPS LÉGISLATIF. CONSEIL DES CINQ- CENTS. OPINION DE JEAN- FRANÇOIS WOUSSEN, REPRÉSENTANT DU PEUPLE, SUR le rapport d'une commission qui a proposé de rapporter le code hypothécaire, Séance du 24 Floréal, an IV.

この文書の最終頁の末尾には、以下の記載がある。

A PARIS, DE L'IMPRIMERIE NATIONAL, Floréal, an IV.

(124) Cf. Caratini, p. 489; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 5, p. 213.

(125) *Procès- verbal des séances du conseil des cinq- cents*, floréal an IV, pp. 480 et s; *Journal des débats*, floréal an IV, N° 199, p. 383.

(126) 本文中で「等」と記載したのは、*Journal des débats*に、名前を明らかにすることはできなかった者の発言が掲載されているからである（註 (129) 参照）。

(127) *Journal des débats*, floréal an IV, N° 199, p. 383.

「ウサンは、委員会〔《旧委員会》〕が、その設置目的を逸脱したことにつき、抗議した。委員会〔《旧委員会》〕の設置目的は、抵当法典に関する法律につき、修正案（certains amendemens）を提示することであった。そうであるにもかかわらず、委員会〔《旧委員会》〕は、その撤回を提案したからである。[そこで、]かれは、抵当法典に関する実施方法を提示するために、新たな委員会が設置されることを要求する。」

しかも、ウサンは、「新たな委員会」の使命につき、次のような内容の発言をする。<sup>(128)</sup>

「新たな委員会は、」[「抵当法典の欠陥（défauts）を修正する決議案を提出」]すべきであり、抵当法典の「基礎に対して変更を加える（attaquer）べきではない。」

共和暦3年法の検討を試みようとする議員が発言をするが、ルーが、この議員の発言を遮り、議論の延期を要求する。<sup>(129)</sup>

五百人会は、ルーの提案を採択し、<sup>(130)</sup>ワード草案の審議を「三日」後、すなわち1796年5月16日（共和暦4年フロリアル27日）に延期することを決定する。<sup>(131)</sup>

(18) 1796年5月21日（共和暦4年プレリアル2日）<sup>(132)</sup>

25 五百人会において、ワード草案（⇒20）の審議がされる。

---

(128) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, floréal an IV, p. 480.

(129) *Journal des débats*, floréal an IV, N° 199, p. 383.

この議員は《Achman》と記載されているが、このような名前の五百人会議員は存在しない。この議員が、誰を指すのかについては、明らかにすることができなかった。

(130) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, floréal an IV, p. 481.

(131) *MU*, 29 floréal an 4.

本稿の執筆にさいして用いることができた、いずれの資料においても、1796年5月16日（共和暦4年フロリアル27日）の五百人会で、ワード草案の審議がされた旨の記載はない（Cf. *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, floréal an IV, pp. 517 et s.; *MU*, 2 prairial an 4; *Journal des débats*, floréal an IV, N° 201, pp. 406 et s. et N° 202, pp. 421 et s.）。

(132) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, prairial an IV, p. 11; *MU*, 7 et 8 prairial an 4; *Journal des débats*, prairial an IV, N° 206, p. 10.

香山「構想」9頁参照。

香山「構想」10頁註(18)は「*MU* du 2 prairial an V」と記載するが、これは誤りである。本註をもって、これを訂正する。

チボー<sup>(133)</sup>、ドーベルメニル<sup>(134)</sup>、トルイユ (Jean- Nicolas TROUILLE)<sup>(135)(136)</sup>、プレ<sup>(137)</sup>、ルー<sup>(138)</sup>、  
ベフロワ (Louis- Étienne BEFFROY DE BEAUVOIR)<sup>(139)(140)</sup>、リアル (Guillaume-  
André REAL)<sup>(141)(142)</sup> 及びデュモラル (Joseph- Vincent DUMOLARD)<sup>(143)(144)</sup> が発言をする。

チボーは、ワード草案を「先決問題 (question préalable)」とすることを要求し、  
さらに、トルイユ、ルー、デュモラルは、ワード草案を先決問題とすることを要  
求した上で、新委員会の設置を求める。

デュモラルは次のように発言する。

「委員会〔《旧委員会》〕は、抵当制度〔共和暦3年法〕に必要な修正につき、委員会〔《旧  
委員会》〕の見解を示すべく、設置された。[そうであるにもかかわらず、] 奇妙にも  
(étrangement)、委員会〔《旧委員会》〕は、この目的から逸脱した。しかし、抵当制度〔共  
和暦3年法〕を維持すべきであるとの原則につき、議会在十分な見識を有していると、  
わたしは考える。」

「したがって、わたしは、もっぱらこの原則に基づき、[ワード草案につき、] 議論の  
終結を要求する。それに続いて、わたしは、委員会草案〔ワード草案〕につき先決問題と、  
新委員会の設置を要求する。この新委員会は、既存の抵当法典〔共和暦3年法〕に対し  
てすべき改良につき、委員会の見解を提出すべきであろう。」

---

(133) MU, 7 prairial an 4.

(134) MU, 8 prairial an 4.

(135) Cf. *Dictionnaire des parlementaires*, t. 5, p. 453.

(136) MU, 8 prairial an 4.

(137) MU, 8 prairial an 4.

*Moniteur universel*においては《*Peley de la Lozere.*》と記載されているが、正しくは《*Pelet de la Lozère.*》である。

(138) MU, 8 prairial an 4.

(139) Cf. Caratini, p. 80; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 1, p. 236.

(140) MU, 8 prairial an 4.

(141) Cf. Caratini, p. 459; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 5, p. 99.

香山「構想」7頁註(4)参照。

(142) MU, 8 prairial an 4.

(143) Cf. Tulard, p. 628; Caratini, pp. 245 et s; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 2, pp. 478 et s.

(144) MU, 8 prairial an 4.

五百人会は、ワード草案の議論の終結を宣言した上で、デモラルールの提案を「満場一致で（<sup>(145)</sup>unanimité）」採択する。すなわち、「新委員会」の設置が決定される（この「新委員会」こそがベルジェ草案を完成させる委員会であり、前述したように、本稿においては、この委員会を、二重ギユメで括って、単に《委員会》と表記する〔⇒1〕）。

五百人会は、ドーベルメニル、エシャセリオ（Joseph ESCHASSÉRIAUX<sup>(146)(147)</sup>）、トルイユ、リアル、デモラルールを、委員として選出する<sup>(148)</sup>。

（未完）

---

(145) *MU*, 8 prairial an 4.

(146) 委員として選出されたのは《ESCHASSÉRIAUX aîné》、すなわちJoseph ESCHASSÉRIAUXである。

(147) Caratini, p. 261; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 2, pp. 561 et s.

(148) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, prairial an IV, p. 11.

*Moniteur universel*（9 prairial an 4.）によれば、五百人会による《委員会》委員の選出日は1796年5月22日（共和暦4年プレリアル3日）である。本稿は、*Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*の記載にしたがった。

*Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*（prairial an IV, pp. 12 et s.）及び *Journal des débats*（prairial an IV, N° 208, pp. 25 et s.）のいずれにおいても、1796年5月22日に抵当権に関する審議が五百人会でされた旨の記載はない。